

社会体育施設の利用について

令和3年9月13日

(改訂) 令和3年10月1日

(改訂) 令和3年10月7日

(改訂) 令和3年11月25日

(改訂) 令和4年1月27日

(改訂) 令和4年2月21日

1 基本的な取扱い

- ① 通常の施設利用に対する制限は設けない。
- ② ただし、大会等の利用については、以下のとおりとする。

2 施設利用にあたっての条件（利用者にお願ひする感染防止対策）

- ① イベント開催の目安について
別紙の「島根県の対応」により、対応すること。
- ② 主催者は、①感染防止安全計画を策定^{※1}し、イベント開催日の2週間前までを目途に県に提出し、確認を受けた場合、人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%とする。(大声なしの担保が前提)②感染防止安全計画を策定しない場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方かつ収容率の上限を50%（大声あり）又は100%（大声なし）とする。なお、感染防止対策等を記載したチェックリストを作成し、ホームページ等で公表の上、イベント終了日から1年間保管すること。
^{※1} 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用
- ③ 発熱や咳などの症状がある方は、利用しないこと。
- ④ イベント主催者は、入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある方はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ⑤ 「三つの密（密閉、密集、密接）」がしない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理等、基本的な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指消毒の実施（手洗いの励行）、マスクの着用、室内の換気等）を講じるこ

と。

- ⑥ 大声での発生、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等を行わないこと。
- ⑦ スポーツ庁、日本スポーツ協会、各種競技団体から示される感染症拡大予防ガイドラインを参考に適切に利用すること。
- ⑧ 当面、利用者の代表者が利用者全員の氏名等を記載した一覧表を作成、保管し、施設管理者が請求した場合は、提出すること。
- ⑨ 万一、利用者に感染者等が発生した場合には、保健所が行う調査に協力すること。
- ⑩ 施設を利用する際には、出来るだけ、施設利用前に接触確認アプリをインストールすること。

3 施設管理者が実施する基本的な感染防止対策

- ① 職員のマスク着用（不織布マスクを推奨）
- ② 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある場合は施設の利用を控えてもらうようにする
- ③ 受付の透明幕の仕切りの設置、金銭受け渡しトレーの使用
- ④ 受付で一度に対応する利用者数の制限、受付順番待ちの際の距離をあける
- ⑤ トイレ、手すり、ドアノブ等不特定多数の人が使用する箇所の定期的な消毒
- ⑥ 始業前、終業後に不特定多数の人が触れる箇所の拭き消毒
- ⑦ 手指消毒剤、手洗い石鹸水等の配置
- ⑧ 利用不可施設等を予約時に周知
- ⑨ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと
- ⑩ 職員の日常的な健康管理（出勤前の検温等）
- ⑪ 万一、職員に感染者等が発生した場合には、保健所が行う調査に協力
- ⑫ 施設の利用前に、施設利用者に接触確認アプリをインストールすることを促す
- ⑬ 職員個人の日常的な対応については、島根県からの要請内容を遵守すること

4 大会等利用について

- ① 実施主体が市及び市の関連団体となる大会・イベント等、若しくは市有体育施設で実施される大会・イベント等の開催については、その種別のガイドラインに沿って感染防止対策を実施した上で、「島根県の対応」に即して判断すること。

なお、不特定多数の大きな流れが予想されるなど、主催者による管理が容易でないと考えられる場合は、慎重に判断すること。

② 県外から本市に来て、大会・イベント等を実施する主催者・選手・関係者等がいる場合においては、健康であることを確認するため、以下の(1)または(2)の書類について提出を求めること。

- (1) 主催者・選手・関係者等の全員の名簿、連絡先、PCR 検査における陰性証明書
- (2) 過去2週間分の新型コロナウイルス感染症に係る健康管理表及び行動履歴票

5 自主事業等教室について

利用条件を満たす場合は、感染防止対策を講じた上で、可とする。

6 施設勤務者等が新型コロナウイルス感染者等と判明した場合の対応

- ① 施設勤務者等が新型コロナウイルス感染者等と判明した場合は、令和4年2月18日付け「新型コロナウイルス感染判明に伴う社会体育施設の対応について」により対応する。
- ② 情報については速やかにスポーツ課に報告する。

7 その他

- ① 本扱いは、今後の状況変化等により逐次見直しを行います。

8 適用日

令和4年2月21日から適用する